

2020年6月15日

優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟

会長 尾辻秀久 様

母体保護法下の不妊手術・中絶被害者と歩む会

要望書

平素より、旧優生保護法下での強制不妊手術被害者の人権回復にご尽力いただきありがとうございます。私たちは、法律家、研究者、障害者団体関係者などで構成された、母体保護法下における不妊手術・中絶被害について当事者と共に明らかにする取り組みをおこなっている市民団体です。

さて、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく調査が準備されようとしています。

同調査の運用が障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）の趣旨を鑑みたまのとなるように下記のとおり意見を申し上げます。

記

1) 優生保護法が人々に与えた差別、偏見が母体保護法下においても延々と続いてきたことに係る実態の把握をしてください。¹

2) 優生保護法が人々に与えた差別、偏見の除去に向けた母体保護法下における国及び地方公共団体の取り組みに係る実態の把握をしてください。

以上

註1 質問の例；障害を理由に性行為を制止されたことがあるか。障害を理由に妊娠をあきらめるように促されたことはあるか。障害を理由に出産をあきらめるように促されたことはあるか。障害を理由に生殖能力を奪う手術をすすめられたことはあるか。実際に手術は施されたか。任意か強制か。術式はなにか。

〒164-0011 東京都中野区中央 2-39-3

全国「精神病」者集団内

TEL 080-6004-6848

E-mail scp_kirihara@yahoo.co.jp

担当：桐原・長谷川